

「農林水産物及び食品の輸出証明書の発行等に関する手続規程」（令和2年4月1日財務大臣・厚生労働大臣・農林水産大臣決定）別紙「インド向け輸出水産食品の取扱要綱」新旧対比表（主な変更部分のみ抜粋）

改正後	改正前
<p>別紙 IN-S1</p> <p style="text-align: right;">（作成日）平成30年6月22日 （最終更新日）<u>令和2年5月11日</u></p> <p style="text-align: center;">インド向け輸出水産食品の取扱要綱</p> <p>1. （略）</p> <p>2. 定義</p> <p>本要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>（1）（略）</p> <p>（2）認定施設：インド向け輸出水産食品を最終加工（単なる保管を除く。<u>本要綱において同じ。</u>）する施設であって、本要綱に基づき認定された施設</p> <p>（3）～（8）（略）</p> <p>（9）証明書発行機関：認定施設を管轄する都道府県等衛生部局又は地方厚生局であって、施設の認定手続及び証明書を<u>発行</u>をする機関</p> <p>（10）登録検査機関：食品衛生法（昭和22年法律第233号。<u>本要綱において「法」という。</u>）第4条第9項に<u>定める</u>登録検査機関</p> <p>3. （略）</p> <p>4. 証明書発行機関等の登録手続</p> <p>（1）都道府県等衛生部局は証明書を発行するに当たっては、別紙様式9により、証明書発行機関名（日本語及び英語）、所在地（日本語及び英語）及び印章並びに署名者の氏名、肩書（英語）及び署名（本要綱において「証明書</p>	<p>別紙 IN-S1</p> <p style="text-align: right;">（作成日）平成30年6月22日 （最終更新日）<u>令和2年4月1日</u></p> <p style="text-align: center;">インド向け輸出水産食品の取扱要綱</p> <p>1. （略）</p> <p>2. 定義</p> <p>本要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>（1）（略）</p> <p>（2）認定施設：インド向け輸出水産食品を最終加工（単なる保管を除く。<u>以下同じ。</u>）する施設であって、本要綱に基づき認定された施設</p> <p>（3）～（8）（略）</p> <p>（9）証明書発行機関：認定施設を管轄する都道府県等衛生部局又は地方厚生局であって、施設の認定手続及び証明書を<u>発行</u>する機関</p> <p>（10）登録検査機関：食品衛生法（昭和22年法律第233号。<u>以下「法」という。</u>）第4条第9項に<u>規定する</u>登録検査機関</p> <p>3. （略）</p> <p>4. 証明書発行機関等の登録手続</p> <p>（1）都道府県等衛生部局は証明書を発行するに当たっては、別紙様式9により、証明書発行機関名（日本語及び英語）、所在地（日本語及び英語）及び印章並びに署名者の氏名、肩書（英語）及び署名（本要綱において「証明書</p>

発行機関名等」をいう。)を、食品監視安全課宛てに申請をすること。なお、印章については、各証明書発行機関につき1つとする。

(2) (略)

(3) 食品監視安全課は、インド側から登録完了の報告を受けた後、証明書発行機関名及び所在地を農林水産省のホームページ上で公表するとともに、証明書発行機関に連絡する。なお、当該公表をもって、証明書発行機関等の登録手続の完了とする。

(4) 証明書発行機関は、登録事項に変更が生じた場合、変更の都度速やかに、別紙様式9により、食品監視安全課あてに登録事項の変更を申請する。食品監視安全課は、申請内容の確認を行った後、(2)及び(3)に準じて手続を行う。

5. インド向け輸出水産食品の最終加工施設の認定

(1) インド向け輸出水産食品の最終加工施設の認定手続

インド向け輸出水産食品の認定施設として認定を受けようとする者は、別紙様式1により、証明書発行機関に認定の申請を行う。

認定申請を受理した証明書発行機関は申請者が(2)に掲げる要件に適合するかどうかの審査を行う。その際、(2)ア及びイについては営業許可証又は届出書の写し等、(2)ウについては食品衛生監視票等により確認し、要件に適合する施設については証明書発行機関が認定番号を付して、食品監視安全課に別紙様式2を提出する。

なお、「認定番号」は、上2桁はIN、次の4桁は都道府県別市区町村符号又は保健所符号(符号が2桁の場合は、続けて00を付すこと。例:北海道0100)、7桁目以降に当該施設の番号を001から付すこと(例:北海道IN0100001、那覇市保健所IN4731001)。

(2)～(6) (略)

発行機関名等」をいう。)を、食品監視安全課長宛てに申請をすること。なお、印章については、各証明書発行機関につき1つとする。

(2) (略)

(3) 食品監視安全課は、インド側から登録完了の報告を受けた後、証明書発行機関名及び所在地を厚生労働省のホームページ上で公表するとともに、証明書発行機関に連絡する。なお、当該公表をもって、証明書発行機関等の登録手続の完了とする。

(4) 証明書発行機関は、登録事項に変更が生じた場合、変更の都度速やかに、別紙様式9により、食品監視安全課長に登録事項の変更を申請する。食品監視安全課は、申請内容の確認を行った後、(2)及び(3)に準じて手続を行う。

5. インド向け輸出水産食品の最終加工施設の認定

(1) インド向け輸出水産食品の最終加工施設の認定手続

インド向け輸出水産食品の認定施設として認定を受けようとする者は、別紙様式1により、証明書発行機関に認定の申請を行う。なお、申請先が地方厚生局の場合には、施行規則第21条に定める額に相当する額の収入印紙を申請書の正本に貼付して納入する。

認定申請を受理した証明書発行機関は申請者が(2)に掲げる要件に適合するかどうかの審査を行う。その際、(2)ア及びイについては営業許可証又は届出書の写し等、(2)ウについては食品衛生監視票等により確認し、要件に適合する施設については証明書発行機関が認定番号を付して、食品監視安全課に別紙様式2を提出する。

なお、「認定番号」は、上2桁はIN、次の4桁は都道府県別市区町村符号又は保健所符号(符号が2桁の場合は、続けて00を付すこと。例:北海道0100)、7桁目以降に当該施設の番号を001から付すこと(例:北海道IN0100001、那覇市保健所IN4731001)。

(2)～(6) (略)

6. 証明書の発行

(1) 証明書の発行申請

(略)

ア. ～エ. (略)

オ. 登録検査機関において、必要に応じて別途定めるところにより自主検査を実施し、検査基準を満たしていることを確認できる発行日から1年以内（3年以上の輸出実績があり、過去3年間の検査結果に問題が認められなかった場合には3年以内）の試験成績書の写し

※ (略)

カ. ～キ. (略)

(2) 証明書の発行要件

(略)

ア. (略)

イ. 別紙様式5-1（1. 輸出水産食品の詳細）と添付書類の内容が合致していること。

ウ. ～エ. (略)

(3) ～ (5) (略)

(6) 証明書の発行停止等

(略)

ア. (略)

イ. 証明書の発行の停止

なお、証明書発行機関は、証明書の発行を停止した場合は、食品監視安全課にその旨連絡すること。また、食品監視安全課は、輸出者に対する証明書の発行を停止した場合又は証明書発行機関から発行停止の連絡を受けた場合、農林水産省のホームページ上でその旨を公表するとともに全ての証明書発行機関に周知する。

(7) (略)

7. (略)

6. 証明書の発行

(1) 証明書の発行申請

(略)

ア. ～エ. (略)

オ. 登録検査機関において、必要に応じて別途通知に定めるところにより自主検査を実施し、検査基準を満たしていることを確認できる発行日から1年以内（3年以上の輸出実績があり、過去3年間の検査結果に問題が認められなかった場合には3年以内）の試験成績書の写し

※ (略)

カ. ～キ. (略)

(2) 証明書の発行要件

(略)

ア. (略)

イ. 別紙様式5-1（1. 製品の詳細）と添付書類の内容が合致していること。

ウ. ～エ. (略)

(3) ～ (5) (略)

(6) 証明書の発行停止等

(略)

ア. (略)

イ. 証明書の発行の停止

なお、証明書発行機関は、証明書の発行を停止した場合は、食品監視安全課にその旨連絡すること。また、食品監視安全課は、輸出者に対する証明書の発行を停止した場合又は証明書発行機関から発行停止の連絡を受けた場合、厚生労働省のホームページ上でその旨を公表するとともに全ての証明書発行機関に周知する。

(7) (略)

7. (略)

(別添) (略)

(別紙様式1)

年 月 日

(証明書発行機関長名を記載) 殿

申請者
住所
氏名
印
電話番号

(法人にあつては、その所在地、名称及び代表者の氏名)

インド向け輸出水産食品施設認定申請書

下記の施設について、インド向け輸出水産食品を取扱う施設として認定を受けたく、関係書類を添えて申請します。なお、認定後に施設の名称及び所在地を公表することを了承します。

記

1. (略)

2. 施設の情報

	該当の有無 (※)	登録番号等
(略)		

※ (略)

3. 担当者の連絡先 (電話番号、FAX 番号及びメールアドレスを記載すること。)

(削る。)

(別添) (略)

(別紙様式1)

年 月 日

(証明書発行機関長名を記載) 殿

申請者
住所
氏名
印
電話番号

(法人にあつては、その所在地、名称及び代表者の氏名)

インド向け輸出水産食品施設認定申請書

下記の施設について、インド向け輸出水産食品を取扱う施設として認定を受けたく、関係書類を添えて申請します。なお、認定後に施設の名称及び所在地を公表することを了承します。

記

1. (略)

2. 施設の情報

	該当の有無 (※)	認定番号等
(略)		

※ (略)

3. 担当者の連絡先 (電話番号、FAX 番号及びメールアドレスを記載すること。)

【収入印紙貼付欄を作成 (余白でも可)】

(別紙様式2)

(別紙様式2～別紙様式9) (略)

(別紙様式10)

発行機関名

〇〇年度証明書発行件数

※数式：A列をCount

インド向け輸出水産食品 衛生証明書発行一覧

衛生証明書 発行番号	発行年月日	申請者名	登録施設名	登録施設番号

(別紙様式2～別紙様式9) (略)

(別紙様式10)

発行機関名

〇〇年度証明書発行件数

※数式：A列をCount

インド向け輸出水産食品 衛生証明書発行一覧

衛生証明書 発行番号	発行年月日	申請者名	認定施設名	認定施設番号